

第1部

我が国の災害対策の 取組の状況等

第1章

災害対策に関する施策の取組状況

第2章

原子力災害に係る施策の取組状況





第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性を有しており、令和2年度は令和2年7月豪雨を始めとした災害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に令和2年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載する。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

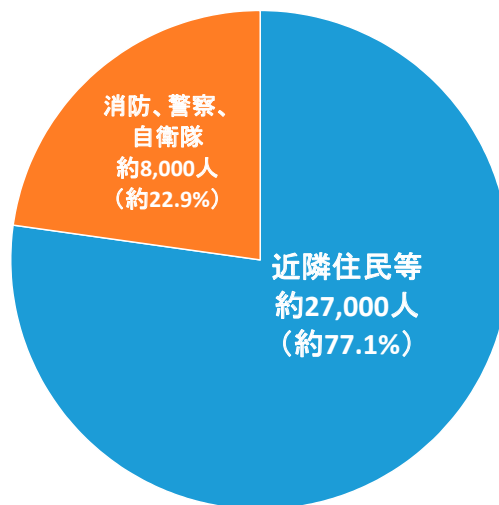
第1節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進

1-1 国民の防災意識の向上

我が国は自然災害が多いことから、平常時には堤防等のハード整備やハザードマップの作成等のソフト対策を実施し、災害時には救急救命、国や地方公共団体等の人員の現地派遣による人的支援、被災地からの要請を待たずに避難所や避難者へ必要不可欠と見込まれる物資を緊急輸送するプッシュ型物資支援、激甚災害指定や「被災者生活再建支援法」等による資金的支援等、「公助」による取組を絶え間なく続けているところである。

しかし、現在想定されている南海トラフ地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には、公助の限界についての懸念も指摘されている。事実、阪神・淡路大震災では、家族も含む「自助」や近隣住民等の「共助」により約8割が救出されており、「公助」である救助隊による救出は約2割程度に過ぎなかったという調査結果がある（図表1-1-1）。市町村合併による市町村エリアの広域化、地方公共団体数の減少など、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、高齢社会の下で配慮を要する者は増加傾向にあり、災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、国民一人一人が防災・減災意識を高め、具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要である。

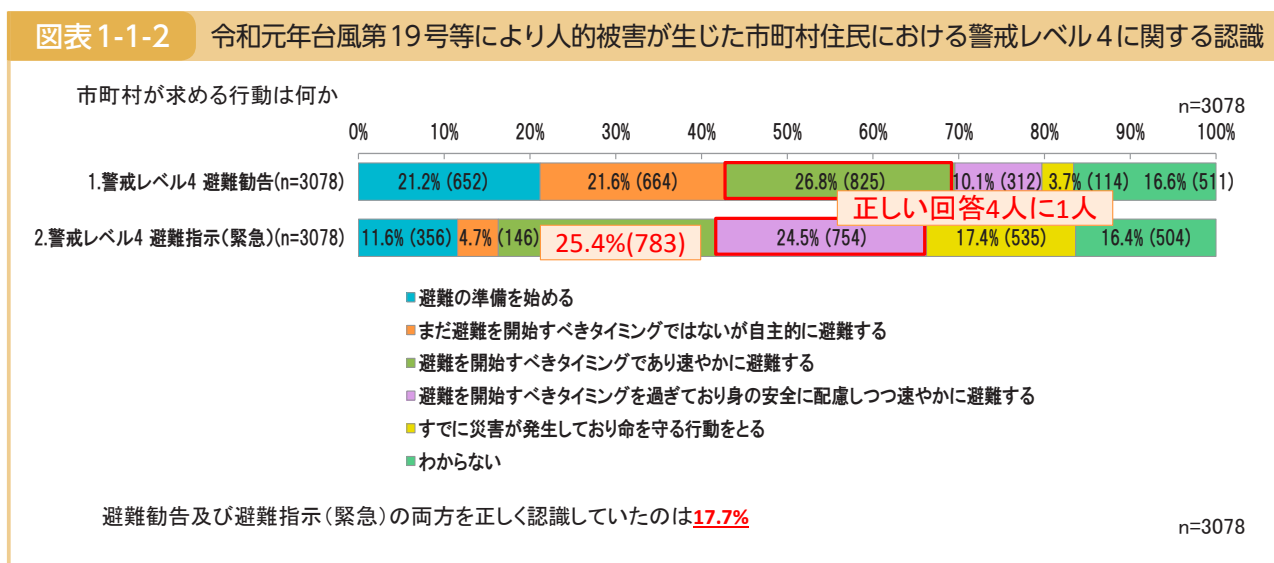
図表1-1-1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



出典：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然科学第16巻第1号より内閣府作成（平成28年版防災白書 特集「未来の防災」掲載）

防災・減災のための具体的な行動とは、地域の災害リスクを理解し、避難経路の確認や食料の備蓄等による事前の「備え」を行うことなどが考えられる。近年、多発する水害等から身を守るためには、ハザードマップ等により地域の災害リスクを適切に理解した上で、気象情報や自治体から発令される避難指示等の防災情報の意味も正しく理解し、これらを踏まえて、早期に避難することが重要である。

令和元年東日本台風（台風第19号）等により人的被害が生じた市町村のウェブモニターに対して行ったアンケート調査において、当時、5段階の警戒レベルの警戒レベル4が求める行動として、避難勧告、避難指示はそれぞれ「避難を開始すべきタイミングであり速やかに避難する」、「避難を開始すべきタイミングを過ぎており身の安全に配慮しつつ速やかに避難する」という意味であるが、正しく認識していた人はいずれも4人に1人であった。避難指示については「避難を開始すべきタイミングであり速やかに避難する」と誤って認識している人が25.4%と割合が多かった（図表1-1-2）。

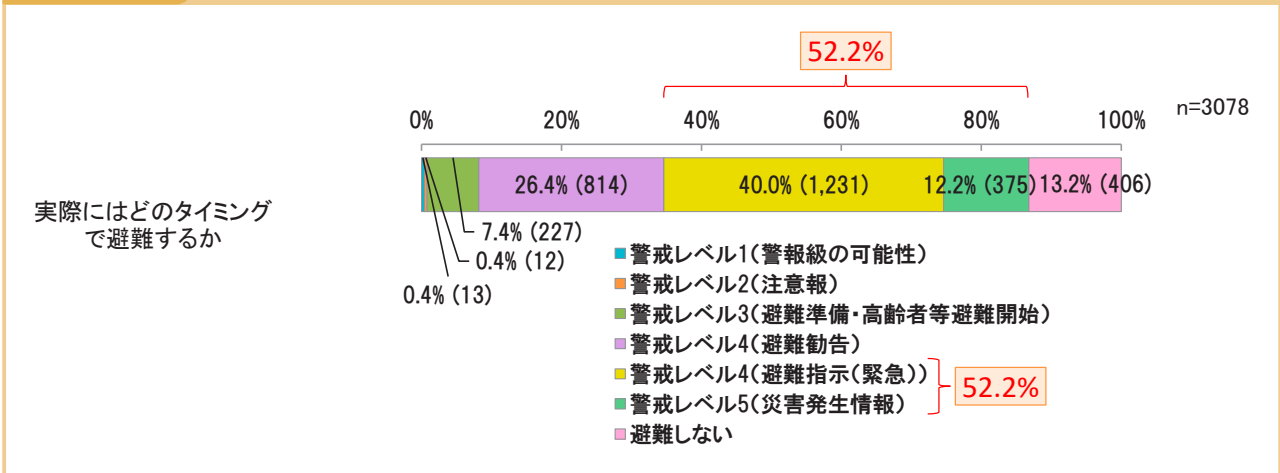


出典：令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ「住民向けアンケート結果」（令和2年1月11日～13日調査）より内閣府作成

自分が避難する必要があるのか、また、避難する必要がある場合いつ逃げるのかの判断に際しては、自治体から発令される避難情報を正確に理解しておくことが重要である。令和元年出水期から運用が始まった5段階の警戒レベルは、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすいよう、防災情報をわかりやすく提供するものである。警戒レベル3で避難に時間のかかる方は避難開始、レベル4で災害の危険があるところにいる方は全員避難、レベル5は既に災害が発生している状況であり、指定緊急避難場所等へ向かうなどの屋外移動は危険かもしれないので、例えばその場でより安全な上階や山から離れた側の部屋等へ避難するなど、命を守るための最善の行動をとるという意味である。

この警戒レベルに関して、「実際に避難する警戒レベル」について調査したところ、避難を開始すべき正しいタイミングは警戒レベル4「避難勧告」であるが、回答者の約4割が警戒レベル4「避難指示（緊急）」、1割強が警戒レベル5「災害発生情報」で避難すると回答しており、約半数（52.2%）が本来避難すべきタイミングより遅いタイミングで避難を開始するという誤った認識をしていることが分かった。避難する警戒レベルについてはその内容が十分に理解されているとは言えない状況が明確となった（図表1-1-3）。

図表 1-1-3 令和元年台風第19号の実際に避難する警戒レベル



出典：令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ「住民向けアンケート結果」（令和2年1月11日～13日調査）より内閣府作成

これらのことから、避難勧告と避難指示を混同している人が多いことが分かった。実際、令和元年東日本台風などでは本来避難すべきタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災した住民が多数発生している。そこで、避難勧告と避難指示の混同を避け、逃げ遅れによる被災を減らすために、避難勧告・避難指示を一本化し、従来の避難勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報の在り方を包括的に見直した（特集第2章第1節1-2（36～39頁）参照）。

今後、内閣府や関係省庁においては、こうした調査データや災害からの教訓を踏まえて、安全な避難行動等を通じた防災・減災を確保するため、国民一人一人が、災害リスクやとるべき行動についての「知識」を身につけ、知識を活かして「行動」するための力を向上するよう、そして、お互いを支えあう「助け合い」の地域社会をつくれるよう、啓発や訓練の機会を絶えず提供するとともに、地区防災計画や個別避難計画などの施策を推進していく。

本節では、このような観点から、自助・共助による「事前防災」に焦点を当て、多様な主体による連携を促進するための様々な施策を紹介する。

【コラム】

自然災害伝承碑の取組について

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、昔から数多くの自然災害に見舞われてきた。そして、被害を受けるたびに、私達の先人はその時の様子や教訓を石碑やモニュメントに刻み、後世の私達に遺してくれた。

その一方、平成30年7月豪雨で多くの犠牲者を出した地区では、100年以上前に起きた水害を伝える石碑があったものの、関心を持って碑文を読んでおらず、水害について深く考えたことはなかったという住民の声が聞かれるなど、これら石碑に遺された過去からの貴重なメッセージが十分に活かされているとは言えない。

これを踏まえ、国土地理院では、災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、これらの石碑やモニュメントを「自然災害伝承碑」として地形図等に掲載することにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切に伝えとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指している。



「自然災害伝承碑」の例

地震・津波（大阪府大阪市）



「大地震両川口津浪記」
1854年12月24日の安政南海地震後に発生した津波によって、安治川・木津川等に停泊する船に避難した人々が大きな被害を受けた。1707年に発生した宝永地震の時に起きた同様の災害の教訓が活かせなかったことを、後世への戒めとして残すため建立されている。

高潮（愛知県名古屋市）



「伊勢湾台風殉難者慰霊之碑」
昭和34年（1959）9月26日夜半に台風15号（伊勢湾台風）が襲来、高潮のため南部臨海地帯が浸水し、遭難者は約二千余名に及んだ。

出典：自然災害伝承碑 <https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>



1-2 防災推進国民会議と防災推進国民大会

広く各界各層が情報及び意見の交換その他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、地方六団体、経済界、教育界、医療・福祉関係など各界各層の有識者から成る「防災推進国民会議」が平成27年に設立され、普及・啓発活動を行っている。

(1) 防災推進国民大会2020

内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会（災害被害軽減の国民運動推進を目的として活動する業界団体等で構成される組織）の共同主催により、令和2年10月3日に、行政、公益団体、学術界、民間企業、NPO等の様々な団体が日頃から行っている防災活動を全国的な規模で発表する「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2020」を開催した。開催に当たっては、自助・共助の取組や多様な主体の連携を促進し、防災意識の向上を図ることを目的として、『頻発化する大規模災害に備える～「みんなで減災」助け合いをひろげんさい～』をテーマとし、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当初の開催予定地であった広島からの発信に重きを置きつつ、オンラインで開催した。

オープニング・セッション（開会挨拶、ハイレベル対談）では、小此木内閣府特命担当大臣（防災）が開会宣言を行い、「本大会での防災をめぐる新たな出会いやつながりが、我が国の防災対応力の一層の強化に繋がることを期待する」と述べた。その後、大塚防災推進国民会議議長（日本赤十字社社長）から主催者挨拶、湯崎広島県知事及び松井広島市長から開催地挨拶が行われた。有識者による「ハイレベル対談」では、「水害、土砂災害からの避難を促進する取組の進化」について、過去に広島で発生した土砂災害を教訓に、命を守る避難の大切さを訴えるために進めている我が国の避難の取組が話し合われた。

大会では、25のセッション、11のワークショップ、84のプレゼンが催された。内閣府や様々な団体が行うテーマ別セッションでは、平成30年7月豪雨などを踏まえ、今後必要となる自助・共助の取組について議論がされた。「ハイレベルセッション・災害の経験と地域防災力の強化」では、広島市長を始め、中国地方整備局長、内閣府、マツダなど官民の組織の担当者、地元住民などが、様々な立場から住民の避難行動促進の課題と対策、地域の防災力を高めるための方策、組織の連携について意見交換を行い、平時から地域住民や地域防災関係組織の横のつながり、顔が見える関係づくりが重要との提言がなされた。湯崎広島県知事と鈴木三重県知事による「トップ対談・頻発する豪雨、切迫する巨大地震にどう備えるか」では、それぞれ過去の災害から得た教訓、現在の防災の取組について紹介した。「トークセッション・広島市防災セミナー 語り継ぐ防災～教訓を活かす～」では、広島での災害伝承に関する取組や、防災に関する学校教育の例を、地域の方々が紹介し、災害の教訓を活かすことの重要性が話し合われた。

また、ワークショップでは、新型コロナウイルス感染症や広島の土砂災害をテーマとしたもの、全国の多様な防災の担い手が集い、日頃からの防災・減災の取組事例や取り組む上での悩み・課題を共有するものなど様々な企画が実施され、プレゼンでは、東日本大震災の伝承や防災に関する最新技術など多くの防災・減災活動が紹介され、一部では、出展者と参加者によるオンライン面談も実施された。

クロージングセッションでは、秋本防災推進国民会議副議長による主催者挨拶、海堀広島大学教授より総評があり、締めくくりとして、赤澤内閣府副大臣から大会参加者への感謝と、次回大会（岩手県釜石市にて開催予定）への期待が表明された。約1万5千人の視聴を得た本大会を通じて、「公助」の取組とともに、国民一人一人が「自らの命は自らが守る」という意識を持って災害に備える「自助」、そして、地域、企業、学校、ボランティアなどが互いに助け合う「共助」を組み合わせ、地域全体で防災意識を高め、あらゆる自然災害に備える「防災意識社会」を構築することの重要性が確認された。



小此木内閣府特命担当大臣（防災）



大塚議長による主催挨拶による開会挨拶



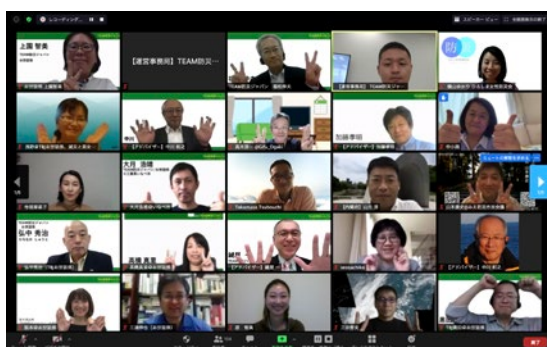
ハイレベル対談

「水害、土砂災害からの避難を促進する取組の進化」



広島県知事×三重県知事トップ対談

「頻発する豪雨、切迫する巨大地震にどう備えるか」



内閣府 TEAM防災ジャパン

「いまだからこそ、オンラインでつながろう」ワークショップ



秋本副議長による主催者挨拶

(2) 第6回防災推進国民会議

第6回防災推進国民会議は、令和2年12月15日に、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、総理官邸会議室にてテレビ会議により開催された。冒頭、菅内閣総理大臣は、防災推進国民会議の各団体に対する感謝の言葉とともに、「コロナ禍の中、各団体の普及啓発活動もあり、感染防止を意識した避難訓練等が行われるとともに、災害時には、避難所等における感染症対策によって、被災地での感染拡大を抑えることができた。頻発・激甚化する災害に対し、国民が一丸となって対応していくことが重要であり、全ての分野での取組と御協力が欠かせない」と本会議に寄せる期待を述べた。

続いて、「防災推進国民大会2020」などの活動報告等があり、公益財団法人日本消防協会及び一般財団法人日本防火・防災協会並びに全国連合小学校長会から自助・共助による防災意識の向上に向けた取組が紹介された。



第6回防災推進国民会議の様子
(菅内閣総理大臣出席)

1-3 防災訓練の取組

災害発生時には、国の行政機関、地方公共団体、指定公共機関等の防災関係機関が一体となって、住民と連携した適切な対応をとることが求められることから、平時より、関係機関が連携した訓練等、防災への取組を行うことが重要である。このため、防災関係機関は、「災害対策基本法」、防災基本計画その他の各種規程等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の向上を目的として、防災訓練を実施することとされている。

令和2年度は、防災訓練実施に当たっての基本方針や政府における総合防災訓練等について定めた「令和2年度総合防災訓練大綱」に基づき、以下のような各種訓練を実施した。

(1) 「防災の日」総合防災訓練

令和2年9月1日の「防災の日」に、地震発生直後を想定した政府本部運営訓練を行った。まず、安倍内閣総理大臣（当時）を始めとする閣僚が徒歩で官邸に参集し、緊急災害対策本部会議の運営訓練を実施した。同会議では、飯泉徳島県知事、濱田高知県知事、広瀬大分県知事とのテレビ会議を通じた被害状況や支援要請の把握、各閣僚からの被害・対応状況の報告、人命第一での対応方針の確認や政府調査団の派遣、現地対策本部の設置等を行うなど、地方公共団体等と連携しながら、地震発生直後の応急対策の実施体制の確保、手順確認等を実施した。また、同会議の一部を報道機関へ公開した。会議終了後には、安倍内閣総理大臣（当時）が記者会見を行い、NHK中継を通じて国民へ命を守る行動をとるよう呼びかけるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を含めた避難所運営の支援等、政府の初動対応について発信を行った。

(2) 九都県市合同防災訓練と連携した訓練

令和2年11月1日に埼玉県川口市を主会場とする九都県市合同防災訓練が行われ、菅内閣総理大臣や関係閣僚等が参加した。菅内閣総理大臣は官邸からヘリコプターで同訓練会場に赴き、初めに新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営訓練に参加した後、警察、消防、自衛隊による座屈建物救出訓練、トンネル内多重衝突事故救出訓練、火災防御訓練を視察した。また、地元FM局のリアルタイム配信訓練に参加し、食料などの備蓄、防災訓練への積極的な参加などのメッセージを伝えた。



政府本部運営訓練においてテレビ会議により被害状況等の把握を行う様子



避難所運営訓練に参加する菅内閣総理大臣
(出典：官邸ホームページ)

(3) 政府図上訓練

令和2年7月に南海トラフ地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練を実施した。本訓練においては、関係府省庁職員及び南海トラフ地震防災対策推進地域内の地方公共団体職員等が参加し、オンラインで物資調達・輸送調整等支援システムを活用した支援物資の要請及び配分等を実践しながら実施した。

令和2年12月に首都直下地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練を実施した。本訓練においては、関係府省庁職員が参加し、訓練における新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン会議を活用し、会場を分散した上で、新型コロナウイルス感染症に配慮した被災者支援等に関する課題とその対策を討議した。

これらの訓練によって、関係府省庁職員の知識・練度の向上や関係機関との連携を強化するとともに、これらの訓練を踏まえ、諸計画やマニュアルに規定された応急対策の有効性の検証を行った。



南海トラフ地震を想定した
緊急災害対策本部事務局運営訓練



首都直下地震を想定した
緊急災害対策本部事務局運営訓練

地域ブロック毎の訓練では、被災が想定される都府県等と連携し、南海トラフ地震を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。この訓練では、災害発生時に関係機関の連携を要する課題について討議した。訓練の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年11月の四国及び中部、12月の九州においては訓練会場の参加者を制限してオンライン会議を併用、令和3年1月の近畿においては全てオンライン会議により実施した。

また、令和2年6月に東京において、荒川氾濫を想定した大規模水害対処演習を、関係都県の参加を得て実施した。この演習では、荒川氾濫時に関係機関の連携を要する課題について、各機関の対応方針を検討した上で、有識者による講演をオンライン会議により実施した。



近畿緊急災害現地对策本部訓練にオンラインで参加する
和党内閣府大臣政務官



大規模水害対処演習で挨拶する平内閣府副大臣（当時）

1-4 津波防災に係る取組

津波に対しては、迅速かつ適切な行動をとることで人命に対する被害を相当程度軽減することができる。11月5日の「津波防災の日」「世界津波の日」には、内閣府や関係省庁、地方公共団体、民間企業等において、津波防災に関連した防災意識向上に資する取組を各地で行っている。

(1) 津波避難訓練

令和2年度は、「津波防災の日（11月5日）」の前後の期間において、全国各地で、国（10府省庁）、地方公共団体（118団体）、民間企業等（39団体）の主催する地震・津波防災訓練が実施され、約108万人が参加した。

そのうち、内閣府では、地方公共団体と連携し、住民参加型の訓練を全国6ヶ所（北海道古平町、三重県木曾岬町、和歌山県海南市、島根県出雲市、岡山県玉野市及び高知県中土佐町）で開催した。これらの訓練には、計約1千人の市民が参加し、地震発生時に我が身を守る訓練（シェイクアウト訓練）及び揺れが収まった後に最寄りの避難場所等へ避難する訓練（避難訓練）を行った。また、地域ごとの防災計画等に応じて、避難所開設、災害対策本部設置訓練等のほか、地域の被害想定や地理的条件等を考慮した避難計画作成学習会や講演会等が各種訓練等に併せて実施された。



高台への避難訓練
（北海道古平町）



我が身を守る訓練
（三重県木曾岬町）



要配慮者の避難も考慮した訓練
(和歌山県海南市)



避難所開設訓練
(岡山県玉野市)

(2) 普及啓発活動

① 津波防災の普及啓発活動

津波に対する適切な避難行動の認識が広がるよう、令和2年度は、全国の企業、地方公共団体等における啓発ポスターの掲示、大手コンビニエンスストア・スーパーのお客様向けレジ・ディスプレイにおける表示など、様々な媒体を活用して普及啓発を行った。



令和2年度啓発ポスター

② 令和2年度「津波防災の日」啓発イベントの実施

11月5日の「津波防災の日」に、内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会の主催により、津波防災の普及啓発のため、「津波防災の日スペシャルイベント」をオンラインで開催し、オンラインイベントの強みを活かした取組を行った。

まずはプレイベントとして、津波に備える地区防災計画についての有識者からの説明動画及び全国各地で津波防災に取り組む地区（ウトロ地区（北海道斜里町）、土肥地区（静岡県伊豆市）、伊座利地区（徳島県美波町）、浜町地区（高知県黒潮町）、下知地区（高知県高知市））の取組紹介動画をイベントサイトに掲載し、広報することによって、11月5日のイベント当日に向けた機運を盛り上げた。

11月5日当日の開会挨拶では小此木内閣府特命担当大臣（防災）が、政府一丸となって津波に強い国づくり・まちづくりを推進していること、地区防災計画を通じて津波防災に取り組む地域が更に増えるよう支援を進めていること、地区住民が平時から災害のリスクを把握し、いわゆる「正常性バ

「イラス」を乗り越え、地域全体で防災に備えていくことの重要性について述べた。

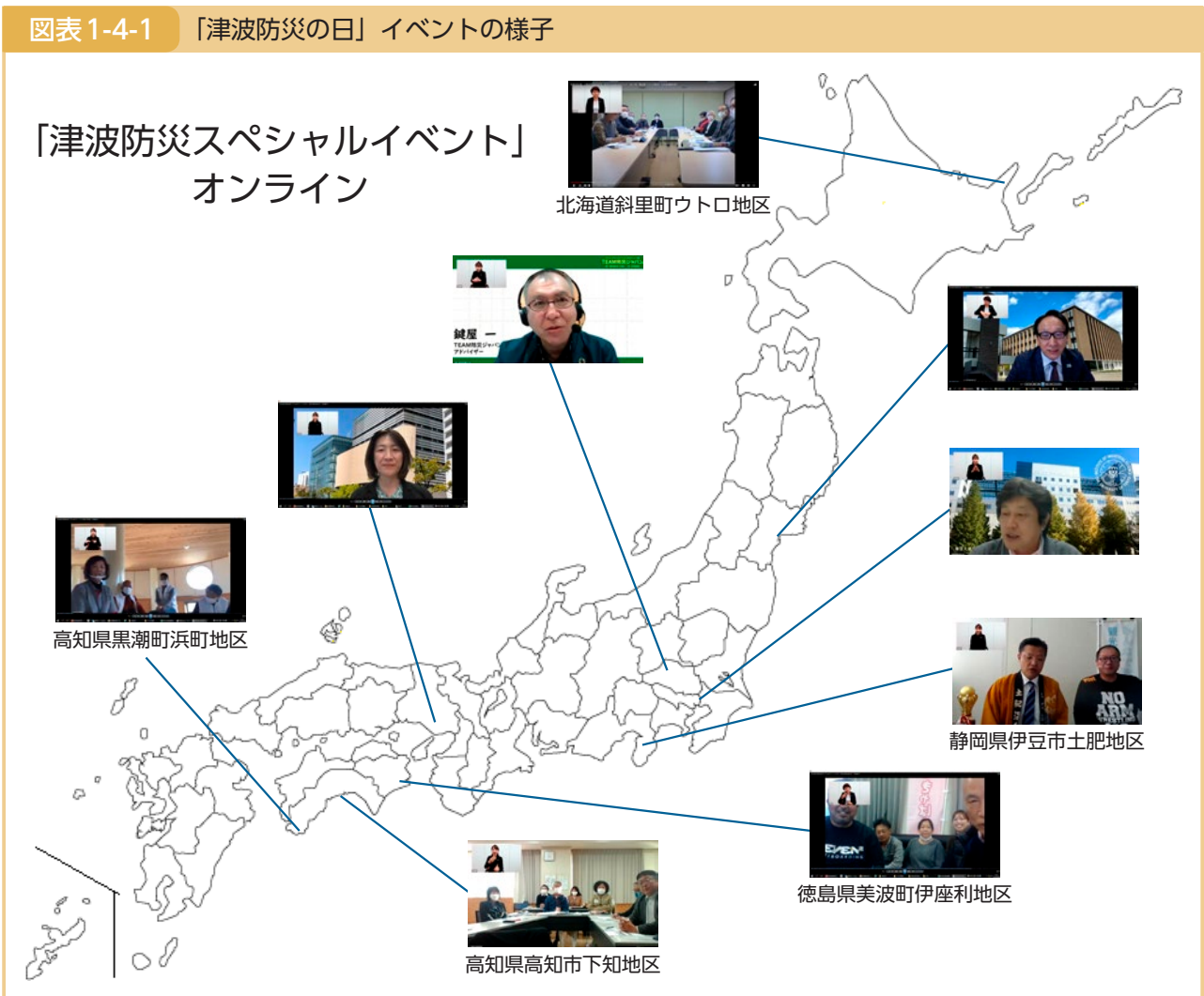
今村東北大学災害科学国際研究所所長による基調講演では、津波の被害は深刻だが、適切な避難をすれば人的被害をゼロにでき、備えることで救える“いのち”、学ぶことで助かる“いのち”があるという事実を、10年目を迎える東日本大震災を始めとした大規模津波災害の教訓から紐解き、あわせてレジリエンスの考えを広げることの重要性が述べられた。

オンラインセッションでは紹介動画の対象である全国5地区をオンラインでつなぎ、取組事例の紹介と意見交換が行われた（図表1-4-1）。



小此木内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶（ビデオメッセージ）

図表1-4-1 「津波防災の日」 イベントの様子



1-5 住民主体の取組（地区防災計画の推進）

地区防災計画制度は、平成25年の「災害対策基本法」の改正により、地区居住者等（居住する住民及び事業所を有する事業者）が市町村と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を推進し、地域の防災力を高めるために創設された制度である。これによって、地区居住者等が地区防災計画（素案）を作成し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるよう、市町村防災会議に提案できることとされている。

令和2年4月1日現在、4,170地区で地区防災の策定に向けた活動が行われ、さらに、901地区で地区防災計画が地域防災計画に定められた。制度創設から7年が経過し、地区防災計画が更に浸透してくることが期待される（**図表1-5-1**）。

図表1-5-1 地区防災計画の策定状況について（令和2年4月1日現在）

地域防災計画に反映済み：30都道府県、73市区町村、901地区

R2			R2			R2			R2		
都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	3	18	東京都	4	76	滋賀県			香川県	2	14
青森県			神奈川県	3	24	京都府	1	6	愛媛県	2	18
岩手県	3	9	新潟県	1	1	大阪府	2	11	高知県	1	1
宮城県	1	11	富山県			兵庫県	3	7	福岡県	1	1
秋田県	1	1	石川県	1	1	奈良県	1	2	佐賀県		
山形県			福井県			和歌山県			長崎県		
福島県	1	3	山梨県	1	510	鳥取県	1	2	熊本県	2	21
茨城県	4	52	長野県	5	34	島根県			大分県		
栃木県	2	2	岐阜県	2	14	岡山県	1	1	宮崎県		
群馬県			静岡県	6	21	広島県			鹿児島県	7	13
埼玉県	5	16	愛知県	4	4	山口県			沖縄県		
千葉県			三重県	2	7	徳島県			合計	73	901

（1）地区防災計画の意義

地区防災計画は、地区内の住民、事業所、福祉関係者など様々な主体が、地域の災害リスクや、平時・災害時の防災行動、防災活動について話し合い、計画素案の内容を自由に定め、その後、市町村地域防災計画に位置付けられ、共助と公助をつなげるものである。計画内容はもとより、地区住民等が話し合いを重ねることなど、作成過程も共助の力を強くする上で重要である。

（2）地区防災計画の動向

内閣府において、令和元年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画22市区町村74地区の事例を分析したところ、以下のような特徴がみられた。

- ① 住民が地域の災害リスクを理解するために、わかりやすく地域の実情等を示した事例がみられた。例えば、地区で被害が想定されている災害を地図を用いて示し被害を想起させたり（例：山梨県都留市与縄（よなわ）地区、千葉県市原市明神小学校区）、過去に発生した災害を地図や写真で掲載する事例（例：三重県松阪市大石（おいし）地区）等がある。また、国内外観光客の避難について、住民が観光関連団体・企業と連携し、災害情報や避難情報を発信するなど、住民の防災にとどまらない事例（例：北海道斜里町ウトロ地区）がみられた（**図表1-5-2**）。

図表 1-5-2 ウトロ地区における多様な団体との連携と共助ルール

▼ウトロ地区の防災体制と役割分担 (R2. 2. 28時点)

	フェーズⅠ 災害発生直前	フェーズⅡ 災害発生直後	フェーズⅢ 災害発生～応急
ウトロ支所	・災害予見調査 ・広報活動 ・避難誘導	・災害情報等の収集 ・災害本部への連絡 ・関係機関への連絡 ・広報活動 ・避難所の設置 (配備無線準備) ・避難誘導 ・罹災者の救援活動	・応急復旧 ・資機材の調達及び重機の手配 ・被害状況調査・報告 ・避難所の連絡調整 ・他食料調達等生活物資の供給計画、応急対策計画に関すること ・ボランティアの受け入れ
ウトロ駐在所	・避難誘導	・災害警備 ・災害情報の収集 ・広報活動 ・避難誘導 ・交通規制 ・救助活動	・災害警備 ・応急措置(警戒区域設定他)
ウトロ分署	・広報活動 ・避難誘導	・広報活動 ・消防団への出動連絡 ・避難誘導 ・罹災者の救援活動	・罹災者の救援活動
斜里消防団第6分団 (女性消防団等)	・避難誘導	・災害現場活動 ・避難誘導 ・罹災者の救援活動	・罹災者の救援活動
知床ウトロ学校	・気象警報時の休校措置 ・児童保護者への連絡調整	・児童保護者への連絡調整 ・避難所開設時の応急計画	・学校災害時の応急計画 (教職員との協力)
ウトロ自治会	・自治会各班长への連絡 ・老人・幼児等の避難行動要支援者の避難誘導 ・住民への広報 ・気象警報の住民への連絡	・自治会各班长への連絡 ・老人・幼児等の避難行動要支援者の避難誘導 ・救出者及び罹災者の保護 ・住民への広報 ・気象警報の住民への連絡	・避難場所の管理運営 ・救出者及び罹災者の保護 ・人員・物資の輸送協力 ・災害情報の収集提供 ・住民への広報
ウトロ漁業協同組合 (青年部・女性部)			・道路遮断時の船舶による人員及び物資輸送が必要な場合の船舶出動 ・食料の調達 ・人員・物資の輸送協力 ・炊き出し
道の駅とうろシリエトク (知床斜里町観光協会) 知床自然センター (知床財団) 知床世界遺産センター 知床森林生態系 保全センター	・観光施設・観光客への災害情報の提供及び避難誘導 ・宿泊客・従業員の避難誘導と人数把握	・観光施設・観光客への災害情報の提供及び避難誘導 ・宿泊客・従業員の避難誘導と人数把握 ・救出者及び罹災者の保護	・避難場所の管理運営 ・炊き出し ・食料調達の協力 ・炊き出し

▼観光客避難時の共助ルール

- ウトロ地区を訪れる国内外観光客の避難について、観光に携わる団体・企業と連携し、災害情報や避難情報の発信や避難誘導、受け入れ等の体制を構築。
- 外国人対応の避難誘導看板の検討、設置

▼欠かせない新たな連携先

ウトロ地区防災連絡会議

+

○道路管理者
北海道開発局網走開発建設部

○医療施設
北海道立ウトロ診療所

出典：ウトロ地区（北海道斜里町）

- ② 作成主体については、町会・自治会、自主防災組織が計画の「作成主体」として表示されている例が多い。そのほか、数は少ないものの、学校区やまちづくり協議会などが主体の事例もみられる。地域の社会的特性に応じ、作成主体の多様化が期待される（図表 1-5-3）。

図表 1-5-3 地区防災計画の作成主体

計画作成主体	地区数
町会・自治会	27
自主防災組織	52
まちづくり協議会	4

N = 74（※重複あり）

出典：内閣府調査（調査時点は令和2年4月現在）

(3) 内閣府の取組

①地区防災計画フォーラム2021の開催

内閣府は、地区防災計画の事例や経験を共有することにより、地区防災計画の策定を促進するため、「地区防災計画フォーラム2021～防災からはじまるコミュニティづくり～」を令和3年2月14日にオンラインで開催した。本フォーラムでは、小此木内閣府特命担当大臣（防災）の開会挨拶の後、平成28年の熊本地震の被災地である熊本県のほか、東京都、愛媛県、岡山県、福岡県をオンラインで結び、災害を経験した地区における地区防災の主体の取組、その支援者の役割について活発な討議が交わされた。



小此木内閣府特命担当大臣（防災）のビデオメッセージ



フォーラムの概要

②地区防災計画を推進する自治体ネットワーク「地区防'z（ちくぼうず）」の活動支援

「地区防'z」とは、地区防災計画の作成支援に取り組む自治体職員が、より日常的に計画作成時の課題等についての情報交換や経験の共有を行うためのプラットフォームであり、令和3年3月19日には「地区防'z オンラインミーティング2021」を開催し、地域で防災活動を促進し地区防災計画を推進していくためにどんな取組がされているか、現場の悩みの共有とともに、役所全体での関わり方を議論した。

③地区防災計画ライブラリの構築

地域防災計画に定められた地区防災計画を、計画内容（対象とした課題、対策、取組主体）別に分類し、内閣府HPで一覧できるライブラリが構築されており、計画作成主体等の作成作業を支援している。

1-6 ボランティア活動の環境整備について

発災時には、ボランティア、NPOその他様々な多様な団体が被災地にかけつけ、きめ細かな被災者支援を行い、重要な役割を果たしている。内閣府においては、ボランティアによる被災者支援の活動が円滑に行われるよう環境整備に努めており、近年、大規模災害時には、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体が連携し、情報の共有、活動の調整をしながら、被災者支援の活動を行うことが定着してきている。

(1) 行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携の推進

内閣府が令和2年6月に実施した「多様な被災者支援主体間の連携・協働に関する調査」によると、災害の発生に備え、平時から行政・ボランティア・NPO等の被災者支援主体間で情報共有・議論する連携体制が設置されていると回答したのは、全40道府県であった。その後、内閣府で「準備中」、「連携体なし」と回答した残りの7都県に対して聞き取りを行ったところ、全ての都県において行政・ボランティア・NPO等と連携体制の構築を進めており、災害時に情報共有など連携ができる体制が整っていることを確認した。しかし、連携体制は整えられているものの、都道府県によって連携の状況は様々であり、災害時の被災者支援活動における行政・ボランティア・NPO等の役割の整理が必要であること、特に行政の役割について、行政内部で十分に整理、理解されていないことが課題であると都道府県が感じていることが本調査を通じて分かった。

(2) 防災とボランティアのつどい

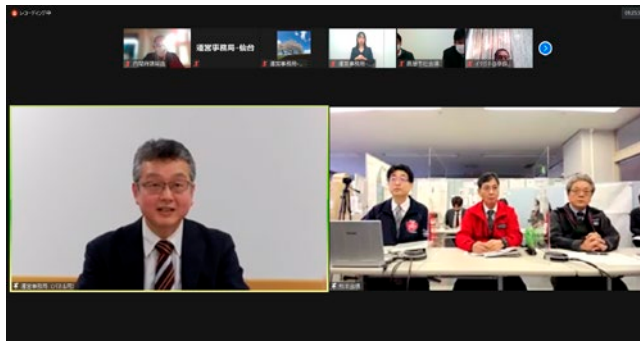
令和3年2月6日、内閣府が主催して「防災とボランティアのつどい」がオンラインで開催された。第1部では、「東日本大震災から10年、これまでの連携・協働」をテーマとして、令和3年で10年を迎える東日本大震災の被災地において生み出された連携、協働の取組について、東北3県（岩手県、宮城県、福島県）それぞれで尽力された方々がパネルディスカッションを行った。

また、第2部では、「コロナ禍における災害ボランティア活動 熊本県の経験」をテーマに、新型コロナウイルス感染症の影響下における被災地での連携や活動の工夫、課題や教訓などについて、行政、社会福祉協議会、NPOがパネルディスカッションを行った。

防災とボランティアのつどい



第1部の様子



第2部の様子

(3) 行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携推進のための研修会

災害時に行政・ボランティア・NPO等の連携・協働が円滑に行われるためには、平時から研修等を通じて交流や相互理解を図っておくことが必要である。内閣府では、行政、社会福祉協議会等のボランティアセンター関係者、NPO等が直接顔を合わせ、連携・協働する時の諸課題について議論し、相互理解を深めるため、研修会を実施している。

令和2年度は、「官民の多様な被災者支援主体間の連携促進に向けた研修会（基本編）」を5県1市（徳島県、群馬県、愛知県、鹿児島県、静岡県、さいたま市）で実施した（新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の会場ではオンラインで実施）。それぞれの会場では、行政、社会福祉協議会、NPO等から約60～100人が参加した。本研修会は、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体間の連携・協働の必要性を理解し、地域内で連携・協働体制の構築、活動の活性化を図ることを目的として開催した。研修では、内閣府及び全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）が、災害時における多様な主体連携・協働の必要性をテーマに講義を行った。また、過去の災害で被災地における多様な主体の連携を行った行政、社会福祉協議会、NPO職員から連携の効果や課題を説明したり、災害時における被災者の困りごとの理解や具体的な対応の検討、災害時の各主体の取組などについて参加者がグループワークを実施したりするなどした。



官民の多様な被災者支援主体間の連携促進に向けた研修会（基本編）の様子

また、新たに「官民の被災者支援主体間の連携推進のための中核人材育成研修会」をオンラインで開催した。本研修は、各都道府県において、行政、社会福祉協議会、NPO等支援団体の支援主体間

及び各支援主体内部で中心となって調整活動を行う人材を育成することを目的に全4回開催し、各回とも30都府県約200名が参加した。本研修では、行政や民間支援団体による被災者支援の全体像、復興期・復旧期といったフェーズごとの被災者の困りごとの変化、復興期における民間支援団体の支援について講義を実施するほか、情報共有会議の企画運営について検討する演習、在宅被災者、応急仮設住宅の入居者支援に関する具体的な対応を検討する演習を実施した。また、演習後には、参加都府県間での意見交換を実施するなど、災害時及び平時に取り組むべき内容について議論する機会とした。



官民の被災者支援主体間の連携推進のための中核人材育成研修会の様子

1-7 事業継続体制の構築

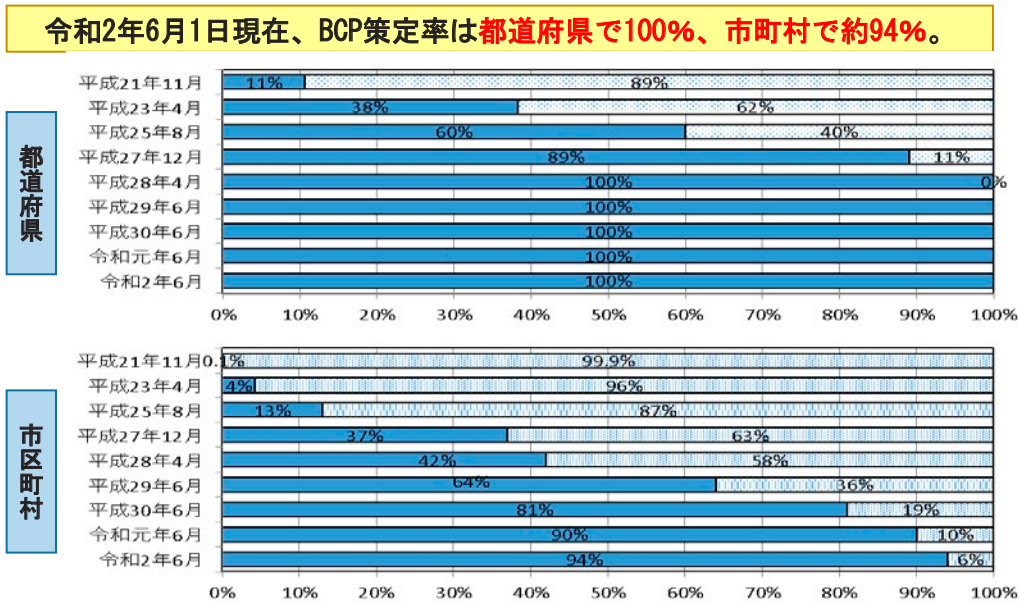
(1) 中央省庁の業務継続体制の構築

国の行政機関である中央省庁においては、平成26年3月に「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が閣議決定されたことを受け、本計画に基づき、省庁業務継続計画について適宜見直しを行っている。内閣府においては、本計画に基づき、省庁業務継続計画について有識者等による評価や各省庁と連携した訓練等により実効性の向上に毎年度取り組んでおり、首都直下地震発生時においても政府として業務を円滑に継続することができるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

(2) 地方公共団体の業務継続体制の構築

地方公共団体は、災害発生時においても行政機能を確保し業務を継続しなければならない。このため、地方公共団体において業務継続計画を策定し、業務継続体制を構築しておくことは極めて重要である。地方公共団体における業務継続計画の策定状況は、都道府県で平成28年度に100%に達し、市町村では令和2年6月時点で前年比4%増となる約94%となっている（[図表1-7-1](#)）。

図表 1-7-1 地方公共団体における業務継続計画の策定率



出典：平成21年11月：地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府防災及び総務省消防庁調査）
 平成23年4月：地方自治情報管理概要（平成24年3月総務省自治行政局地域情報政策室調査）
 平成25年8月：大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率速報値（総務省消防庁調査）
 平成27年12月：地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査（総務省消防庁調査）
 平成28年4月、平成29年6月、平成30年6月、令和元年6月、令和2年6月：地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）

内閣府では、市町村に対して業務継続計画の策定を支援するため、小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定したほか、過去の災害事例等を踏まえて、平成28年2月に「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改訂し、地方公共団体に通知している。

また、大規模災害が発生した場合、被災した市町村が膨大な災害対応業務に単独で対応することは困難な状況となる。このため、業務継続体制を構築する上で、地方公共団体においては、業務継続計画とともに、国、地方公共団体、民間企業、ボランティア団体等からの支援を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備する必要がある。内閣府では、専任の防災職員がいないなど防災体制面に不安を抱えている市町村においても、受援体制の整備について理解し、なるべく負担を少なく受援計画を作成できるよう、令和2年4月に「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を策定した。

さらに、地方公共団体における業務継続体制の構築を支援するため、内閣府・消防庁共催で、市町村の担当職員を対象とした研修会を平成27年度から毎年開催している。

これらの取組を通じて、業務継続計画の策定のほか、策定した業務継続計画における重要6要素[※]の充実や受援体制の整備など、引き続き、総務省・消防庁とも連携し、地方公共団体における業務継続体制の構築を支援していく。

※重要6要素（出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」）

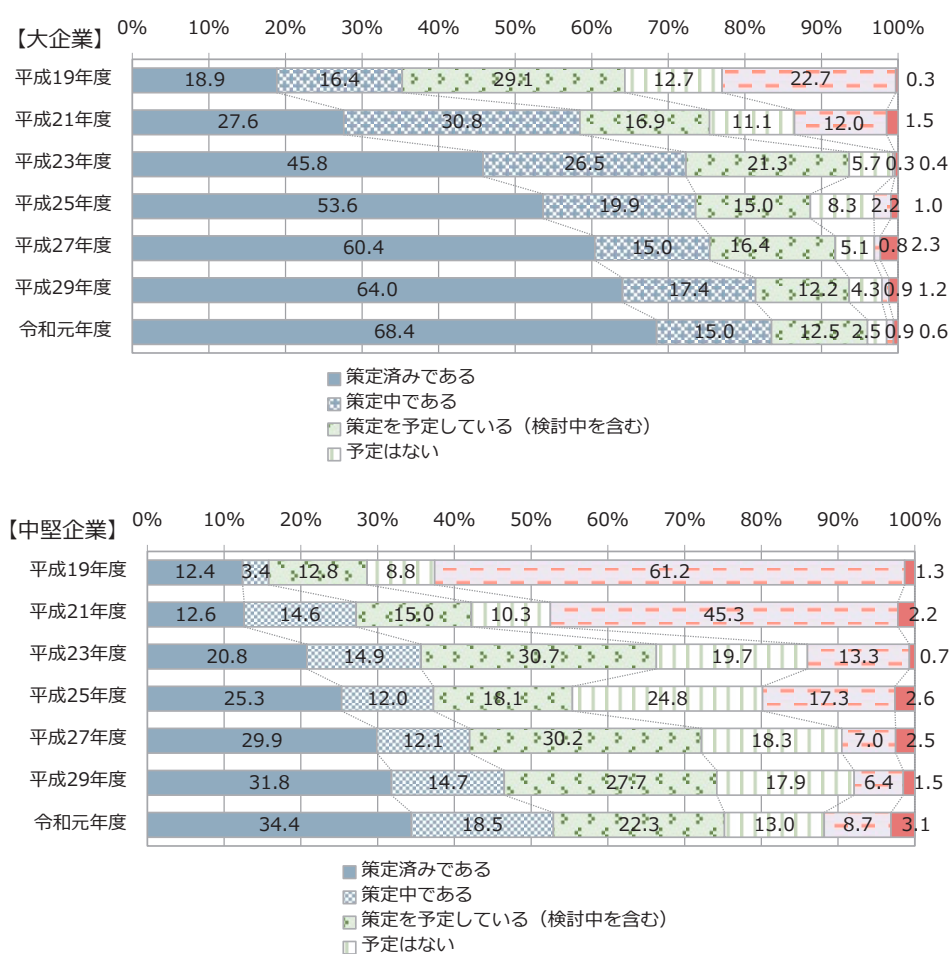
- 〈1〉 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、〈2〉 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、〈3〉（職員が業務を遂行するための）電気・水・食料等の確保、〈4〉 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、〈5〉 重要な行政データのバックアップ、〈6〉 非常時優先業務の整理

(3) 民間企業の事業継続体制の構築状況

平成23年に東日本大震災が発生し、平常時の経営戦略に組み込まれる事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下「BCM」という。）の重要性が明らかとなった。このため、内閣府は、平成25年にBCMの考え方を盛り込んだ改訂版としての「事業継続ガイドライン第三版—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—」を公表し、現在はその普及と、ガイドライン第三版に沿った事業継続ガイドラインの策定を推奨している。

内閣府では、BCPの策定割合を始めとした民間企業の取組に関する実態調査を隔年度おきに継続調査しており、令和2年2月に実施した「令和元年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」の調査結果は、BCPを策定した企業は大企業68.4%（前回調査は64.0%）、中堅企業34.4%（前回調査は31.8%）とともに増加しており、策定中を含めると大企業は約83%、中堅企業は約53%が取り組んでいる（[図表1-7-2](#)、[図表1-7-3](#)）。

図表1-7-2 大企業と中堅企業のBCP策定状況



出典：「令和元年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より内閣府作成

図表 1-7-3 企業調査（令和元年度）のアンケートの回収状況（大企業・中堅企業）

		全体	大企業 (資本金10億円以上かつ 常用雇用者数50人超等)	中堅企業 (10億円未満かつ 常用雇用者数50人超等)	その他企業 (資本金1億円超かつ 大・中堅企業以外)	
全体	企業数	1651	554	518	579	
	BCP策定率	41.8	68.4	34.4	38.2	
被災の有無	被災あり	企業数	853	308	280	265
		BCP策定率	42.0	65.6	31.1	40.6
	被災なし	企業数	791	245	234	312
		BCP策定率	41.8	72.0	38.4	36.4

また、内閣府は、「新型コロナ禍における企業の対応事例と課題抽出調査」を令和3年1月から2月に実施した。主な調査結果は以下のとおりである（図表 1-7-4～図表 1-7-9）。

図表 1-7-4 調査概要

調査対象：新型コロナウイルスの対策について業界別ガイドラインを策定している団体を中心とした事業者団体及び地域において防災活動に積極的に取り組まれている地域団体

対象数：89 団体（事業者団体 84 団体、地域団体 5 団体）

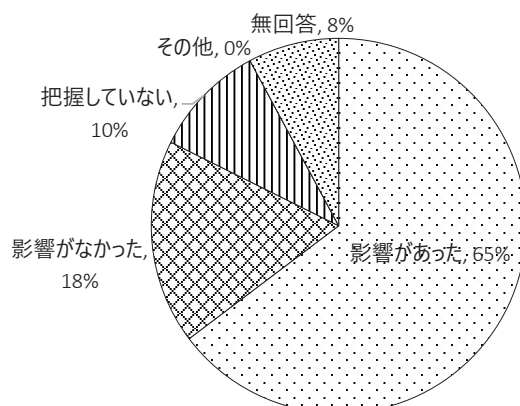
回答数：51 団体（事業者団体 46 団体、地域団体 4 団体、無記名 1 団体）

主な調査事項

- ・ 団体加盟企業の新型コロナウイルス感染症の影響下における事業継続への影響について
- ・ 団体及び団体加盟企業においての新たに実施された取組等
- ・ 団体加盟各企業への事業継続計画（BCP）策定促進のための取組について
- ・ 団体加盟企業における業務継続の最も大きな課題について
- ・ 得られた教訓について

図表 1-7-5 団体加盟企業の新型コロナウイルス感染症の影響下における事業継続への影響

n=51



回答のあった影響内容は以下のとおり(自由記述からの抜粋)

<影響なし>

- ・倉庫に保管している貨物のほとんどが食料であり、事業継続が求められる。外食産業等の営業自粛等により貨物の入出庫等に影響はあるが、事業継続そのものには大きな影響はない。
- ・放送停止に至るような影響はなかった。

<影響あり>

(事業活動)

- ・イベントを開催中止又は延期した。
- ・会議、セミナー等の中止をした。
- ・工場の閉鎖、部品の供給停止、営業先への訪問停止や自粛等を行った。
- ・テナント休館に伴う営業停止やインバウンド需要の消滅により営業を停止した。
- ・サプライチェーン操業停止や休校に伴う人員減により減産した。

(収益)

- ・「イベント収入」も全面中止が続き消滅・減少した。主な収入源となる「広告料」が社会全体の景気悪化のため、減少した。
- ・法人寄付が減少した。
- ・不動産業を行う事業者が商業施設の休業により家賃収入に影響が生じた。
- ・食料品需要が急増した。

(方針・実施方法)

- ・Eコマース(電子商取引)専門に方針を変更した。
- ・セミナーをオンライン化した。
- ・番組収録や販促イベントなどができないことによる放送番組、編成の組み換え等を実施した。
- ・人が集まるイベントを行う方法について、三密を作らず事業継続を行った。

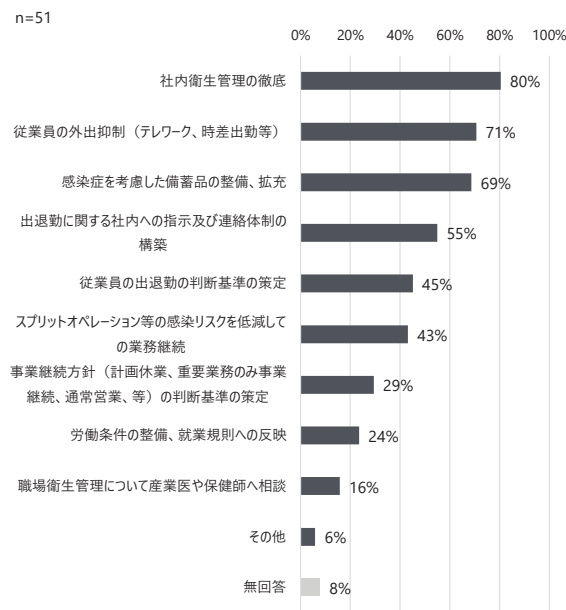
(働き方・人的資源)

- ・社員がリモート勤務をするために必要な機器(パソコン、携帯電話等)の調達が円滑にできなかった団体加盟企業があった。
- ・感染リスクを理由とするパート職員の退職や学校、保育園が休みになったことにより、従業員のシフトに影響が発生し、人員不足による時短営業を実施した。
- ・マスクや消毒薬などの極端な品不足に対する接客・電話対応時のカスタマーハラスメントによる従業員のストレス、疲弊があった。

(その他)

- ・非対面・非接触のサービスが注目され、コールセンターのニーズが高まった一方で、情報セキュリティ上、在宅勤務への早期移行が困難な中、三密環境の解消、ソーシャルディスタンス確保、出勤者の削減等が必要となり、相反する対応を求められた。
- ・施設の運転管理は継続が求められている。
- ・事業場内でのリスク拡大、感染防止対策等の対応を拡充した。

図表 1-7-6 団体及び団体加盟企業においての新たに実施された取組等



「その他」として回答のあった取組は以下のとおり（自由記述からの抜粋）

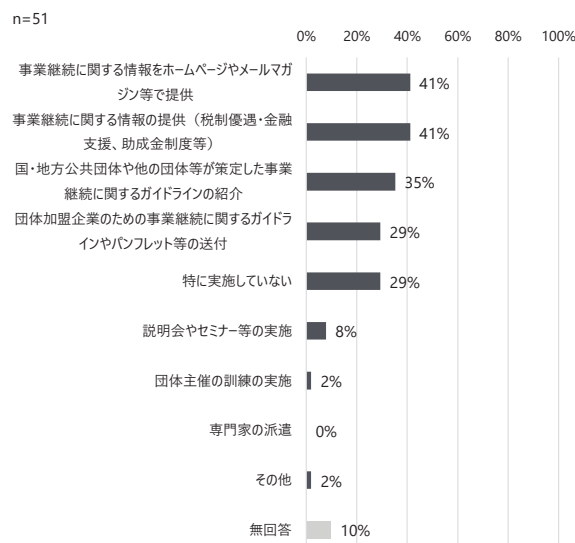
<ガイドラインの策定等による周知>

- ・ 団体加盟企業は、数店舗の小規模な企業から 1,000 店舗を超える上場企業まで存在するため、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染 拡大予防ガイドライン」をベースに各社の状況に応じて周知した。
- ・ 事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの策定、団体加盟企業における顧客相談窓口の設置をした。
- ・ 各種ガイドラインを策定した。関係省庁（総務省・内閣府）に対し、広報予算の獲得及び規制緩和などの要望活動を行った。
- ・ 同種団体で連携してガイドラインやポスターを作成して、実施した。

<その他>

- ・ 営業継続を要請された業種のため、感染拡大防止策を講じながら営業した。
- ・ 検温、消毒などを実施した。

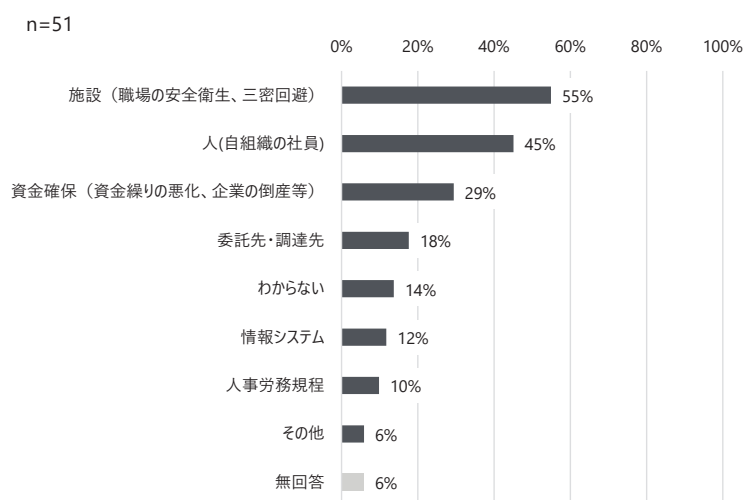
図表 1-7-7 団体加盟各企業への事業継続計画（BCP）策定促進のための取組



「その他」として回答のあった取組は以下のとおり(自由記述からの抜粋)

- ・業界向けガイドライン及び国・地方公共団体や他の団体等が策定した事業継続に関するガイドラインを参考に、団体加盟企業向けのBCPひな型案を作成し、周知した。
- ・ガイドラインをホームページにて提供している。
- ・新型コロナウイルスに限ったことではなく、普段から取り組んでいる。
- ・新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定の上、周知している。
- ・感染対策マニュアルを送付した。
- ・当会の主催・協賛するイベントの開催方法、オンラインでのプロセス等の情報共有を実施した。

図表 1-7-8 団体加盟企業における業務継続の最も大きな課題

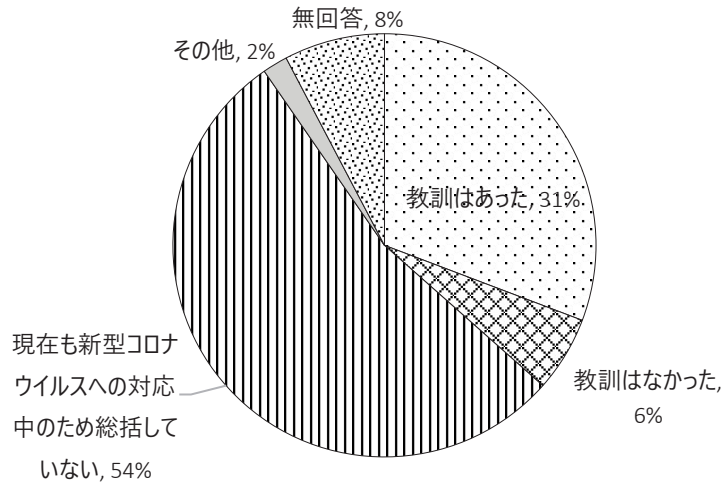


「その他」として回答のあった課題は以下のとおり(自由記述からの抜粋)

- ・少ない人数で経営している団体加盟企業が多い中で、新しい生活様式を元に遠隔収録や出勤体制の工夫をしながら勤務しているが、スタジオの遮音性の関係から密室になることが前提で作られていること、また事務所なども十分な広さが確保されていないケースもあり、換気などに困難が伴う環境のところも多い。
- ・中小企業が多く人手不足が課題となっている中で、感染者が出た場合の人員の確保が難しい場合がある。
- ・番組制作やイベント実施、放送運行の継続への対策が課題である。
- ・今年に入り既に改善が検討されているが、官庁等に提出する書類に公印押捺などが求められること。公印取得だけのために出勤しないといけない事態が生じている。電子申請等の推進が課題である。
- ・従業員が感染しないための行動を徹底させる。
- ・経理伝票の確証としての電子化や社内承認ルール、取引先との電子取引の推進、テレワーク推進期間においても、経理を始めとする管理系業務のテレワーク化の遅れが課題である。
- ・医薬品の安定供給のための製造部門の三密対策が課題である。
- ・設備投資に関連する事業のため、設備投資の先送り、見合わせ等により、需要が減退した。
- ・公益財団法人は、収支相償の原則で内部留保がほとんどないため、コロナ危機などへの耐久力が劣る。

図表 1-7-9 得られた教訓

n=51



※「その他」として回答のあった内容は以下のとおり(自由記述からの抜粋)

- ・これまでの取組は間違っていない。
- ・事務局からBCPに関する情報は発出していない。

※得られた教訓に対するコメント(自由記述からの抜粋)

- ・BCP策定促進に限らず政府や地方公共団体による情報の迅速な提供体制の見直しを行った。
- ・郵便・電話・FAXによる連絡は、会員会社のリモート勤務者が多い中で、上手く機能せず、電子メールや団体加盟企業専用ホームページを通じた連絡体制を強化した。ただし、団体加盟企業の規模や地域による対応の温度差を感じる。
- ・事務局の業務について、大規模な自然災害を想定したシミュレーションはしていたが、リモート勤務が長期間に及ぶことは想定外だった。リモート勤務を常時できる体制は構築したものの、引き続きリモート勤務できない業務があり、その点が課題である。
- ・テレワークの普及、事務の更なるデジタル化の推進、Webを活用した会議、密とならない会議の徹底等が課題である。
- ・業界における社会変化への迅速な対応の必要性がある。
- ・団体加盟企業の在り様が千差万別ということもあり、一貫した対策としてはガイドライン等の策定や情報提供の範囲での対応となっている。他団体や関係省庁との連携を取り、資金源につながることも含めた多くの情報を伝えていきたい。
- ・放送事業継続には、管理系、営業系含む多方面の対策が必要であることが確認できた。
- ・マスク等備品調達ルートの確保、教育研修のリモート化、Web会議の必要性、行事開催基準の策定が教訓である。
- ・感染防止対策の徹底等が教訓である。
- ・当協会は介護保険サービスの業界団体であり、厚生労働省が発行しているガイドラインを用いて普及促進している。また、介護保険制度では、令和3年度から3年間の経過措置を設けた上で、業務継続計画の策定が各介護サービス事業所に義務化される予定である。

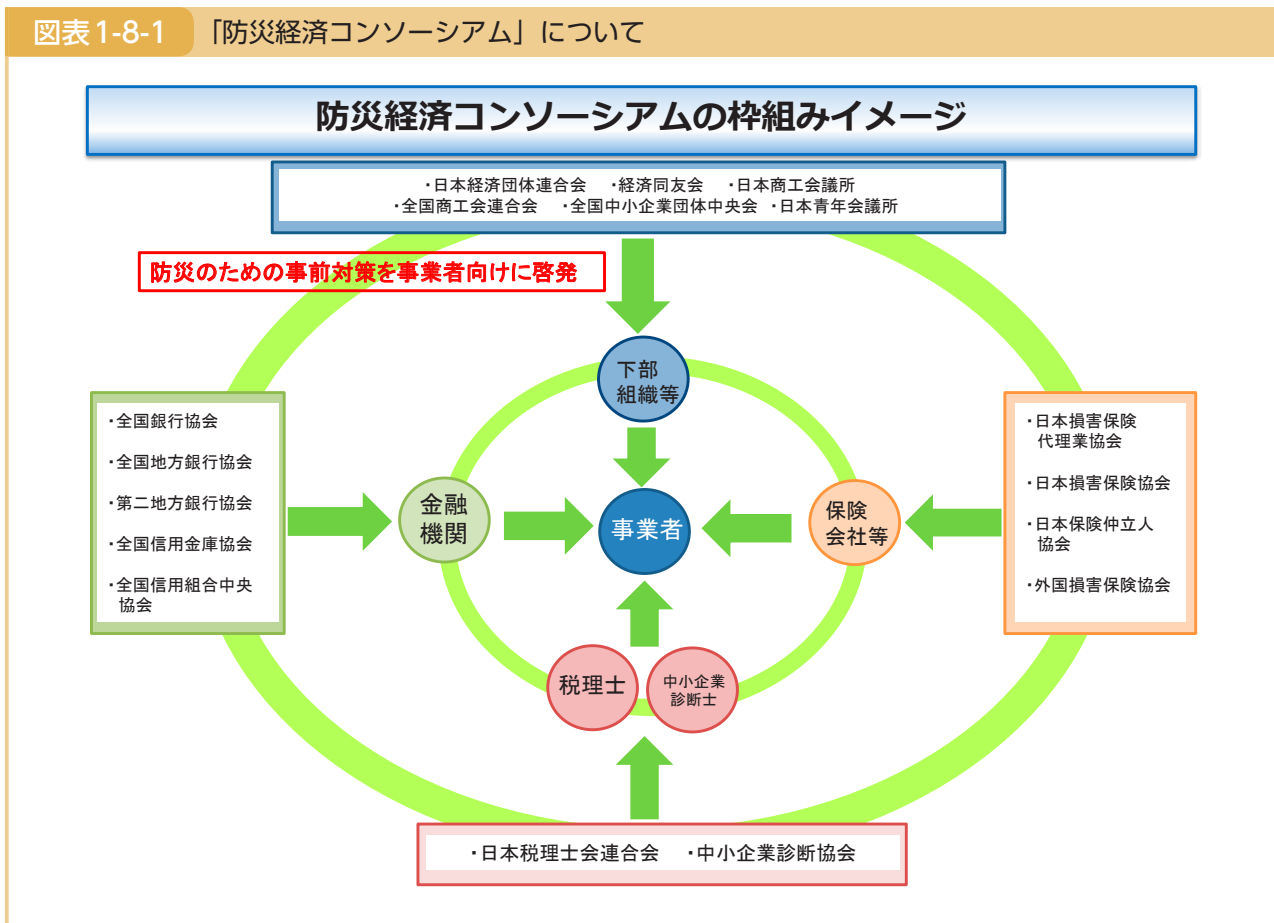
1-8 産業界との連携

社会全体の災害リスクマネジメント力を向上させるため、民間事業者においても大規模な自然災害に対する事前の備えを充実していく必要がある。このための事業者の意見交換・交流の場として、平成30年3月23日に「防災経済コンソーシアム」が設立された（図表1-8-1）。

内閣府はこうした産業界の取組が官民一体で図られていくよう、適宜情報交換を行う等の支援を行っている。令和2年度は、事業者向けに洪水被害に対する事前対策の効果を把握することができる参考指標・事例集を内閣府ホームページに掲載した。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>）

図表1-8-1 「防災経済コンソーシアム」について



出典：内閣府資料

この「防災経済コンソーシアム」は、事業者の災害への事前の備えに向けた事業者共通の理念として、「防災経済行動原則」（図表1-8-2）を策定している。

令和2年度は、17団体のメンバーが主に当該原則の理念をそれぞれの下部組織まで普及・啓発する活動を行った。メンバー間の意見交換に加え、行政の各機関からの防災に関する情報提供や有識者による講演も含め、3回の事務部会が開催された。

図表 1-8-2 「防災経済行動原則」について

防災経済行動原則

平成 30 年 3 月 23 日
防災経済コンソーシアム

【前文】

我が国は、その自然的条件から災害が発生しやすい特性を有している。このため事業者は、災害リスクマネジメントが事業経営上の根幹をなすことを認識して意思決定等の行動を行うことが重要である。特に大規模災害時には公助に一定の限界があることから、事業者は、自助・共助による以下（１）～（４）の事前の備えを行うことが重要である。

- （１）事業者は、自らの災害リスクを適切に認識・把握する。
- （２）事業者は、認識・把握した自らの災害リスクに応じて、リスクコントロール（耐震補強、BCP対策等）とリスクファイナンス（保険加入、融資、現金保有等）の組合せによる効果的な災害リスクマネジメントによって、防災対策を実施する。
- （３）事業者は、自らが主体的に行動するため、自らの役職員への防災教育の充実により意識を向上させる。
- （４）事業者は、自らの事業経営に不可欠な取引先、金融機関、事業者団体等の関係機関等と連携・コミュニケーションを図り、自助・共助の防災対策を実施する。

防災経済行動原則は、事業者が自助・共助による事前の備えを行うことによって、結果として社会全体の災害リスクマネジメント力が高まるように、防災経済コンソーシアムのメンバーの活動上尊重されるべきものである。

【防災経済行動原則】

1. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、【前文】の（１）～（４）の実現を図るために必要な推進を図る。
2. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、防災経済コンソーシアムへの情報共有や事業者への還元など、得られた知見は可能な限り共有し、社会全体の災害リスクマネジメント力向上の推進を図る。
3. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、メンバーが属する業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る。

以上

出典：内閣府ホームページ
(参照：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>)

1-9 学術界の取組

我が国では、地震、津波、火山、豪雨等の自然現象、土木、建築等の構造物、救急医療、環境衛生等の医療・衛生、経済、地理、歴史等の人々の営み、情報、エネルギー等様々な領域において、防災についての研究活動が行われている。東日本大震災を受け、これらの分野の総合的で複合的な視点からの防災・減災研究が不可欠であり、専門分野の枠を超えた異なる分野との情報共有や交流を進め、学際連携を行うことの必要性が認識された。このため、日本学術会議や関係する学会等での議論を経て、防災減災・災害復興に関わる学会のネットワークとして、平成28年1月に47の学会が連携した「防災学術連携体」が発足した。令和3年3月末現在、58学会が同連携体に参加している。

同連携体は、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、6月に第1回WEB会議「近年の異常気象と地球温暖化、今年の夏の備えも含めて」、7月には第2回WEB会議「コロナ感染症対策と日本災害医学会の活動」を開催した。また、令和3年1月には、日本学術会議主催フォーラム・第11回防災学術連携シンポジウムとして「東日本大震災からの十年とこれから—58学会、防災学術連携体の活動—」をWEB開催し、東日本大震災から10年を迎えるに当たり、東日本大震災の経験とその後の活動への展開を振り返り、今後の取組について発表した。

2021年1月14日（木）10:00～18:30開催
日本学術会議主催学術フォーラム・第11回防災学術連携シンポジウム
東日本大震災からの十年とこれからの5.8学会、防災学術連携体の活動～
「10 Years Memorial and Beyond Great East Japan Earthquake Disaster」58 Academic Societies and Japan Academic Network for Disaster Reduction



日本学術会議主催フォーラム・第11回防災学術連携シンポジウム 記念撮影

1-10 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、中でも人口の51.3%は女性であり（総務省「人口推計」、令和元年10月1日現在）、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって不可欠である。

令和2年5月、内閣府は地方公共団体において、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階で、男女共同参画の視点を取り入れた災害対応の取組を進めるため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(以下「ガイドライン」という。)を作成し、内閣府の男女共同参画局長と防災担当政策統括官の連名で、地方公共団体に対してガイドラインに基づく取組の促進について通知を発送した。また、国の防災基本計画を修正し、地域防災計画において男女共同参画部局と男女共同参画センターの役割を明確化することなどを新たに盛り込んだ。

令和2年7月豪雨においては、被災地に派遣される「内閣府調査チーム」の一員として初めて男女共同参画局の職員を熊本県庁に派遣し、男女共同参画担当課を支援した。具体的には、被災市町村や避難所を巡回し、ガイドラインの周知・活用の依頼等を行った。国の働きかけを踏まえ、熊本県では、県災害対策本部会議において男女共同参画担当課を所管する環境生活部長から、ガイドライン及び避難所チェックシートの活用について呼びかけるとともに、避難所に派遣される全ての県職員に避難所チェックシートを配布し、活用を促した。また、災害対策本部の下部組織として設置された避難所等支援室に、男女共同参画担当課の職員を配置した。

令和2年12月25日に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画では、男女共同参画の視点からの災害対応の取組を更に強化するために、都道府県・市町村防災会議における女性委員の割合を令和7年までに30%とすることを成果目標とした上で、以下の取組を掲げている。

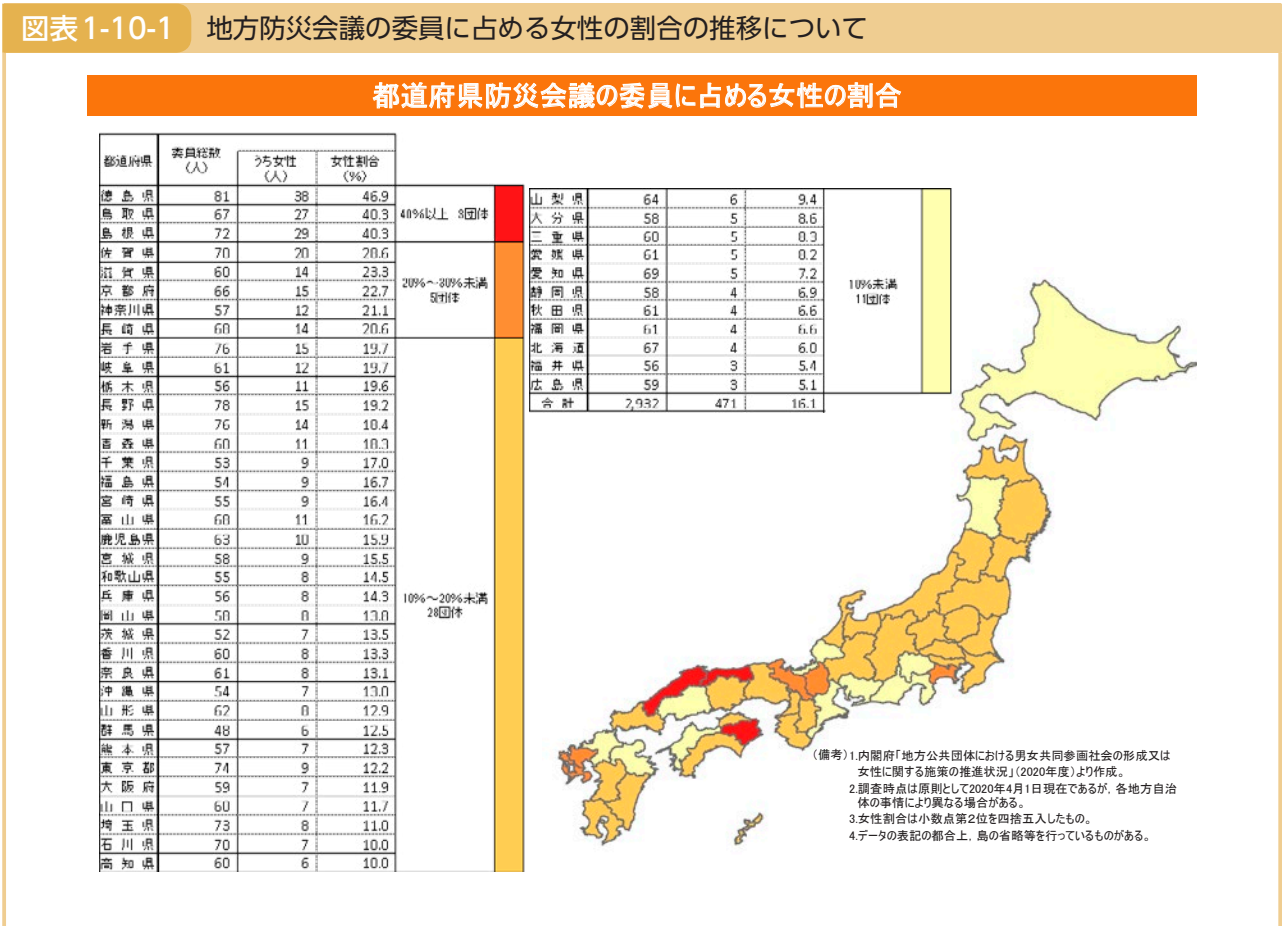
(参照：https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/2-08.pdf)

- ・ 平常時より、国においても、地方公共団体においても、防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を進める。
- ・ 都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。また、女性委員のいない市町村防災会議の早期解消とともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う（[図表 1-10-1](#)、[図表 1-10-2](#)）。

- ・地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行う。
- ・ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップして「見える化」する。

その他、地方公共団体において災害対応に携わる全ての職員が、ガイドラインの内容を参照しながら、男女共同参画の視点に立って防災施策を企画立案・実施できることを目的とした、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」の改定を進めている。

図表 1-10-1 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移について



出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2020年度)より作成

図表 1-10-2 第5次男女共同参画基本計画における都道府県防災会議及び市町村防災会議の成果目標

項目	現状	成果目標(期限)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2020年)	30% (2025年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	348 (2020年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15% (早期)、更に30%を目指す (2025年)

出典：「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)より作成

【コラム】

地方防災会議における女性委員の参画拡大のための工夫

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、2025年までに地方防災会議における女性委員比率30%を目標としている。しかし、現状では、都道府県防災会議での女性委員比率は平均16.1%、市町村防災会議では平均8.8%と女性委員が極めて少ない^{*1}。

地方防災会議の委員は「災害対策基本法」第15条等によって定められている。女性委員が少ない要因として、職指定（いわゆる充て職）であることや、指定される職（各機関の長）がほぼ男性であることが挙げられる。一方、女性委員比率が高い防災会議では、地方公共団体の首長の男女共同参画推進に向けた強いリーダーシップの下、各々が女性委員を増やす工夫をしている。

徳島県は、地方防災会議における女性委員比率が46.9%（2020年度）と全国首位である。同県では、平成26年に条例を改正して委員の定数を20名増員し、積極的に女性を登用している。現在、県職員から知事が任命する第5号委員には、保健福祉部局や青少年部局の女性管理職等が登用され、12名中11名が女性である。また、自主防災組織や学識経験者から知事が任命する第8号委員には、女性・子育て、高齢者、障害者団体の代表等が就き、21名全員が女性である^{*2}。同県では、平常時から地域で活躍する女性リーダーと連携しているため、県からの防災会議委員の要請を断る女性はほとんどいない。また、防災会議に女性委員が増えたことにより、災害対応における女性の課題について聞き取りやすくなり、女性や要配慮者のニーズに配慮した避難所運営ができるなどの効果が生じている^{*3}。



実際に、地方防災会議の女性委員の比率と常備備蓄の比率について、女性委員比率が高いほど、各種生活用品や女性、乳幼児用品等を常時備蓄とする比率が高いとの調査報告もある。地方防災会議や意思決定層に女性比率が高まることで、地域防災計画の中に女性の視点に立った対策が取り入れられ、男性が見落としがちなニーズや必要な対策に対応できるようになることが指摘されている^{*4}。

今後、内閣府では、地方防災会議で女性委員を積極的に登用している市町村の好事例を展開するなどして、地方公共団体に対し、地方防災会議への女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう働きかけを行う。

※1：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（2020年度）

（参照：<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/suishin-index.html>）

※2：徳島県HP「令和2年徳島県防災会議について」（令和3年2月9日閲覧）

（参照：<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020102000010/>）

※3：徳島県危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課へのヒアリング（令和3年2月4日）

※4：内閣府「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(p.12)（令和2年5月）

（参照：<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>）